

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 30 年  
11月27日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)……………一
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………五
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………六
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………六
  - 保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課)……………七
  - 保安林の指定(長門市)(森林整備課)……………七
  - 山口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………七
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………八
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………九
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………九
- 雑報
  - 県報の正誤(平成三十年九月二十五日山口県告示第三百四十号)……………一〇

## 山口県告示第四百号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年十一月二十七日から同年十二月十七日

までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所 在 地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構		造		使 用 の 方 法		
	能 (m <sup>3</sup> /日)力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	年 月 日 定	間 隔	一 日 当 た の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
二七―イ	九二八	平成三〇、 一二、二〇	平成三一、 三、一五	平成三一、 三、一六	連 続	二 四 時 間	変 動 な し
〃	七四九	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	六四四	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	四三	〃	平成三一、 五、三一	平成三一、 六、一	〃	〃	〃
二七―ヌ (二基)	三八・四	〃	平成三一、 三、一五	平成三一、 三、一六	〃	〃	〃
二七―ヌ	一一三三	〃	平成三一、 五、三一	平成三一、 六、一	〃	〃	〃
〃	一四四	〃	平成三一、 三、一五	平成三一、 三、一六	〃	〃	〃
〃	六〇	〃	平成三一、 五、三一	平成三一、 六、一	〃	〃	〃
〃	四三	〃	平成三一、 三、一五	平成三一、 三、一六	〃	〃	〃
〃	三六	〃	平成三一、 五、三一	平成三一、 六、一	〃	〃	〃

種 類	汚 水		水 等 の 状 態		汚 染 状 態		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	八	八	二、四三九	二、四三九	〃	〃	四・一	四・一
〃	六	八	三・三	三・三	検出せず	検出せず	二四	二四
〃	八	九	〇・五	〇・五	九	九	三六	三六
〃	六	八	〇・九	〇・九	検出せず	検出せず	四三・二	四三・二
〃	〃	九	〇・五	〇・五	九	九	六〇	六〇
〃	〃	八	一・四	一・四	検出せず	検出せず	一四四	一四四
二七一ヌ	八	九	〇・五	〇・五	九	九	一三三	一三三
二七二ヌ (二七二基)	六	八	一	一	検出せず	検出せず	七六・八	七六・八
〃	三	四	〇・五	〇・五	九	九	四三	四三
〃	〃	〃	七〇・八	七〇・八	五、九〇〇	五、九〇〇	六四四	六四四
〃	〃	〃	三・二	三・二	四〇〇	四〇〇	七四九	七四九
二七一イ	一〇	一三	一・六	一・六	一四〇	一四〇	九二八	九二八

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「二七一イ」及び「二七二ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。	〃	〃
	四・一	二四
	〃	〃
	〃	平成三一、 三三、一五、 三三、一六、
	〃	〃
	〃	〃
	一八時間	〃
	〃	〃

種 類	中和処理施設		排水蒸留塔		中和処理施設		総合排水処理施設		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前		
種 類	八	三	〃	五	六	三	〃	八	通 常	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	九	六	〃	六	九	一	〃	九	最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
種 類	〃	一・二	〃	〇・六	〃	二	〃	三	通 常	化学的酸素要求量 (mg/l)
	〃	一・二	〃	〇・六	〃	二	〃	五	最 大	浮遊物質量 (mg/l)
種 類	〃	九	〃	一〇	〃	二、四六八	〃	一四〇	通 常	窒 素 の 値
	〃	九	〃	一〇	〃	一、四六八	〃	二八〇	最 大	鉍油類 (mg/l)
種 類	〃	〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	一	通 常	窒 素 の 値
	〃	〃	〃	〃	〃	三六・六	〃	一・三	最 大	窒 素 の 値
種 類	〃	一・八	〃	五、四七二	〃	三六・六	〃	二・二	通 常	窒 素 の 値
	〃	〇・〇二	〃	〃	〃	検出せず	〃	〇・一	最 大	窒 素 の 値
種 類	〃	〇・〇三	〃	〃	〃	検出せず	〃	〇・二	通 常	窒 素 の 値
	〃	〇・〇三	〃	〃	〃	検出せず	〃	〇・二	最 大	窒 素 の 値
種 類	〃	六八六	〃	八〇四	〃	二、八六七	〃	二、九四五、〇二六	通 常	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	〃	六八六	〃	八〇四	〃	二、八六七	〃	二、九四五、一〇四	最 大	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 要	工事着手 予定日	工事完成 予定日	使用開始 予定日
〃	プラスチック製	二四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中和処理施設	コンクリート製	七二〇	中 和	〃	〃	〃	〃	〃	〃
排水蒸留塔	鉄製・樹脂ライニ ング	八〇四	蒸 留	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中和処理施設	コンクリート製	二、八六七	中 和	〃	〃	〃	平成三〇、 一二、二〇	平成三二、 三、一五	平成三一、 三、一六
総合排水処理施設	堰 <sup>き</sup> 囲 い	三、八四〇、〇〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)	(既 設)	(既 設)

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。



(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の値		汚染状態		汚水等の量	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
三三ーイ	七	二	〇・一	〇・五	〇・四七	〇・七
三三ー二	七	二	〇・一	〇・五	〇・四七	〇・七
三三ー口	七	二	〇・一	〇・五	〇・四七	〇・七
〃	七	二	〇・一	〇・五	〇・四七	〇・七
〃	七	二	〇・一	〇・五	〇・四七	〇・七
三三ーイ	七	二	〇・一	〇・五	〇・四七	〇・七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	排出水の値		排出水の量	
	通常	最大	通常	最大
七	八・五	六・六	三七五	四八五

山口県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称 山口県知事 村岡 嗣 政  
所在地 山口県知事 村岡 嗣 政  
廃止年月日

- |             |                 |           |
|-------------|-----------------|-----------|
| 有好内科クリニック   | 宇部市東梶返三丁目九番二一号  | 平成三〇、九、三〇 |
| 小林歯科医院      | 防府市大字田島三七一の六    | 〃 〃 二一    |
| 末武薬局        | 下松市瑞穂町二丁目二〇番一〇号 | 〃 〃 三〇    |
| 中央調剤薬局      | 光市島田二丁目二三番八号    | 〃 〃 〃     |
| ローンクォール薬局周南 | 周南市周陽一丁目三番二〇号   | 〃 〃 〃     |
| 周陽一丁目店      |                 |           |
| 御弓町薬局       | 大字徳山四一八六の五      | 〃 〃 〃     |
| 古川薬局        | 川手一丁目七番一六号      | 〃 〃 〃     |
| とんだ薬局       | 桶川町五番一六号        | 〃 〃 〃     |

城南薬局 熊毛郡布施町大字宿井一〇二九 〃 〃

指定訪問看護事業者等  
 名 称 主たる事務所の所在地  
 訪問看護ステーション等  
 名 称 所在地  
 廃止年月日  
 三和企業株式会社 宇部市大字妻崎 訪問看護ステーション早稲田 宇部市島一丁目 平成三〇、  
 三 開作二〇二五の 七番一三三号 一〇、三一  
 イーライフ

山口県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	医療機関	所在地	指定年月日
有好内科クリニック	宇部市東梶返三丁目九番二一号	平成三〇、一〇、一	
小林歯科医院	防府市大字田島三七一の六	九、二二	
岩国市立美川歯科診療所	岩国市美川町四馬神一〇五七	一、一	
ウォンツ上山口薬局	山口市三の宮一丁目二番四七号	〃	
ローンクオール薬局周南	周南市周陽一丁目三番二〇号	一〇、〃	
御弓町薬局	〃 大字徳山四一八六の五	〃	
古川薬局	〃 川手一丁目七番一六号	〃	
とんだ薬局	〃 桶川町五番一六号	〃	
城南薬局	〃 熊毛郡布施町大字宿井一〇二九の四	〃	

指定訪問看護事業者等  
 名 称 主たる事務所の所在地  
 訪問看護ステーション等  
 名 称 所在地  
 指定年月日  
 三和ライフケア 宇部市大字妻崎 西日本訪問看護 宇部市島一丁目 平成三〇、  
 株式会社 開作二〇二五の ステーション 七番一三三号 一一、一  
 スコート

山口県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名 称 所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人社団 生和会 周南市大字湯野四二七八の	訪問介護事業所 なごやか熊毛 二丁目七番二七号	訪問看護	平成三〇、七、一
株式会社フタミサプライ 丁目二の二	フタミ薬局 防府市駅南町 二二五の三	居宅療養管理指導	九、〃

山口県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称 所在地	指定年月日
合同会社美咲 宇部市昭和町四丁目二番一	居宅介護支援センター美咲 宇部市昭和町四丁目二番一	平成三〇、八、一

山口県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名	所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社フタ ミサブライ	周南市戎町三 丁目二の二	フタミ薬局 南店	防府市駅南町 二二五の三	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成三〇、 九、一

### 山口県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字平野字小浜一〇五五九の一三、一〇五六一の一五
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 山口県告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所  
長門市油谷河原字洗川一〇六九六の三、一〇六九七の三
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称  
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
山口都市計画下水道事業山口市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十六年十二月二十一日から平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
山口市桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、桜島五丁目、桜島六丁目、折本一丁目、折本二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、金古曾町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、円政寺町、堂の前町、天花二丁目、天花二丁目、天花三丁目、石観音町、道祖町、大市町、中河原町、中市町、東山一丁目、東山二丁目、米屋町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣大夫町、木町、香山町、滝町、水の上町、大手町、春日町、亀山町、道場門前一丁目、道場門前二丁目、黄金町、鰐石町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、本町一丁目、本町二丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、緑町、中園町、三和町、萩町、宮島町、元町、熊野町、泉都町、松美町、朝倉町、錦町、神田町、楠木町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、前町、下市町、今井町、富田原町、赤妻町、泉町、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東

三丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、葵一丁目、葵二丁目、周布町、若宮町、穂積町、幸町、矢原町、宝町、青葉台、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、緑ヶ丘、江良一丁目、江良二丁目、江良三丁目、七尾台、小郡光が丘、小郡みらい町一丁目、小郡みらい町二丁目、小郡新町一丁目、小郡新町二丁目、小郡新町三丁目、小郡新町四丁目、小郡新町五丁目、小郡新町六丁目、小郡新町七丁目、小郡尾崎町、小郡山手上町、小郡金堀町、小郡円座東町、小郡円座西町、小郡船倉町、小郡御幸町、小郡大江町、小郡高砂町、小郡緑町、小郡黄金町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡三軒屋町、小郡栄町、小郡給領町、小郡平成町、小郡維新町、小郡前田町、小郡若草町、大内矢田北一丁目、大内矢田北二丁目、大内矢田北三丁目、大内矢田北四丁目、大内矢田北五丁目、大内矢田北六丁目、大内矢田南一丁目、大内矢田南二丁目、大内矢田南三丁目、大内矢田南四丁目、大内矢田南五丁目、大内矢田南七丁目、大内水上一丁目、大内水上二丁目、大内水上三丁目、大内水上四丁目、大内水上五丁目、大内水上六丁目、大内水上七丁目、大内中央一丁目、大内中央二丁目、大内御堀一丁目、大内御堀二丁目、大内御堀三丁目、大内御堀四丁目、大内御堀五丁目、大内御堀六丁目、大内千坊一丁目、大内千坊二丁目、大内千坊三丁目、大内千坊四丁目、大内千坊五丁目、大内千坊六丁目、大内問田一丁目、大内問田二丁目、大内問田三丁目、大内問田四丁目、大内問田五丁目、大内姫山台、大内小京都、宮野上、宮野下、上宇野令、八幡馬場、野田、大殿大路、円政寺、上堅小路、下堅小路、後河原、久保小路、諸願小路、新馬場、中河原、銭湯小路、大内御堀、吉敷、中尾、矢原、朝田、平井、吉田、黒川、小郡上郷、小郡下郷、江崎、深溝、嘉川、佐山、秋穂東及び秋穂西



(二七二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年十一月二十七

日から平成三十一年三月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンタウン東駅

所在地 下関市羽山町四〇九の九

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号

河内 秀夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

株式会社ヨネザワ 熊本市中央区水前寺六丁目一番三八号

米澤 房朝

有限会社ベル薬局 下関市羽山町四番一号

河野 寛之

株式会社ぬしとら 〃 〃 〃

坂田 安章

株式会社サンリブ 北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一号

佐藤 秀晴

株式会社ココカラファイ 横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号

塚本 厚志

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年七月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、四二七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

九〇台

(二) 駐輪場の収容台数

四七台

(三) 荷さばき施設の面積

八〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項



(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヨネザワ	午前八時三〇分	午後八時
有限会社ベル薬局	〃	午後七時
株式会社ぬしとら	〃	〃
株式会社サンリブ	午前七時	午後二時
株式会社ココカラファイン	〃	〃

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成三十年十一月十四日

(二七二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年十一月二十七日から平成三十一年三月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ゼオン山口株式会社

住所 周南市那智町二番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 高村 利之

変更に係る事項	変更前	変更後
代表者の氏名	高村 利之	高村 利之

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

松月堂製パン株式会社

宇部市今村北四丁目二五番一

井上 守

四 届出年月日

平成三十年十一月十二日

五 変更年月日

平成三十年十一月六日

(二七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年七月十日山口県公告(一五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス大崎店

所在地 防府市大字大崎三五七

二 意見の概要

交通に係る事項及び廃棄物に係る事項について配慮を求める。

(二七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年七月十日山口県公告(一五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十一月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ゆめマート南小野田  
 所在地 山陽小野田市高栄二丁目六四六五の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。



正 誤

平成三十年九月二十五日山口県告示第三百四十号(指定施業要件の変更予定保安林)

ページ	段	行	誤	正
二	上	一 五 六	一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五六の一〇、一〇五六の六八から一〇五六の七〇まで	一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五六の一〇、一〇五六の六八から一〇五六の七〇まで
二	上	左から 一	四四	一〇〇四四
一 三	一 三		一九四の四、一九四の一〇、一九四の一、一九四の二七、秋芳町別府字上ノ浴五五、五八、二七四三、字芹田一五四三、一五四四、一五四五の一、一五四五の二、一五四六、一五四七の一、一五四七の二、一五四八の一、一五四八の二	一〇一九四の四、一〇一九四の一〇、一〇一九四の一、一〇一九四の二七、秋芳町別府字上ノ浴五五、五八、一〇二七四三、字芹田一五四三、一五四四、一五四五の一、一五四五の二、一五四六、一〇一五四七の一、一〇一五四七の二、一〇一五四八の一、一〇一五四八の二

平成三十年十一月二十七日印刷  
平成三十年十一月二十七日発行

発行人

山口県知事